

9月2日（月）

①幼保無償化について

対応：内閣府子ども子育て本部参事官付
中村健太郎 企画第3係長

1. 概要

「新しい経済政策パッケージ」、「骨部の方針 2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する抱一が成立。10月1日から実施。

2. 対象

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）、の利用料を無償化
 - ・対象とならない幼稚園は、月額上限2万5700円まで無償化
 - ・原則、小学校就学前の3年間を無償化
 - ・対象外：保護者の直接負担分（通園送迎費、食材料費、行事費など）
 - ・低所得者世帯は、副食費免除を継続。（年収360万円未満の世帯）
 - ・0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象に無償化保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1万1300円までの範囲で無償化
 - ・保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定
 - ・預かり保育は、子ども・子育て支援法の一部預かり事業と同様の基準を満たすよう指導・監督
- 認可外保育施設等の3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育所における保育料の全国平均額、3万7000円までの利用料を無償化
 - ・認可外保育施設の他、一部預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポートセンター事業を対象
 - ・都道府県等に届け出を行い、国が認める認可外保育施設の基準を満たすことが必要
 - ・0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として月額4万2000円までの利用料を無償化

3. 認可外保育施設等における質の確保、向上に向けて
- ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - ・市町村における、対象施設を特定する確認や必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取り消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・都道府県等有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・5年間の経過措置について、法施工後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・5年間の経過措置中の措置として、市町村が保有の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

4. 財源

●負担割合

消費増収分を活用し、必要な地方財源を確保

国 2/1、都道府県 4/1、市町村 4/1

※ただし、公立施設は、市町村等 10/10

●財政措置等

- ・初年度の取扱：初年度に要する費用を全額国費で負担
- ・事務費：初年度と令和2年目を全額国費
- ・システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

5. 就学前の障害児の発達支援

・就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

・幼稚園、保育所、認定こども園等とこれあ r の発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

6. その他

支払方法

新制度の対象施設：現物給付を原則。

未移行幼稚園：市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）

認可外保育施設等：償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

②児童虐待への対応について

対応：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

村木建治 調整係長

1. 現状と概要

- ・平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7倍。
- ・特に心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体虐待の割合が多い
- ・相談経路は、多い順に警察、近隣知人、家族、学校からの通告が多い。
- ・児童虐待による死亡事例は、平成15年～29年度で779人、0歳児の割合が47.9%で特に0日児の割合が19.1%。3歳児以下の割合は、全体の77.2%を占めている。

2. 近年の児童虐待防止対策の経緯

2016年 5月成立	H28児童福祉法等の一部改正(2017.4施行等) 全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等)・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制強化・里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。	
2017年 6月成立	H29児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正(2018.4施行) 虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。	
2018年 7月20日	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(関係閣僚会議決定) 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。	2018.3 目黒区で5歳女児の死亡事案が発生
2018年 12月18日	児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(関係府省庁連絡会議決定) 緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画を策定。	
2019年 2月8日	緊急総合対策の更なる徹底・強化について(関係閣僚会議決定) 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。	2019.1 千葉県野田市で10歳女児の死亡事案が発生
2019年 3月19日	児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定) 昨今の児童虐待相談件数の急増、昨年の目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。	
2019年 6月19日 成立	R1児童福祉法等の一部改正(2020.4施行等) 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(体罰の禁止の法定化等)、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講ずる。	2019.6 北海道札幌市で2歳女児の死亡事案が発生

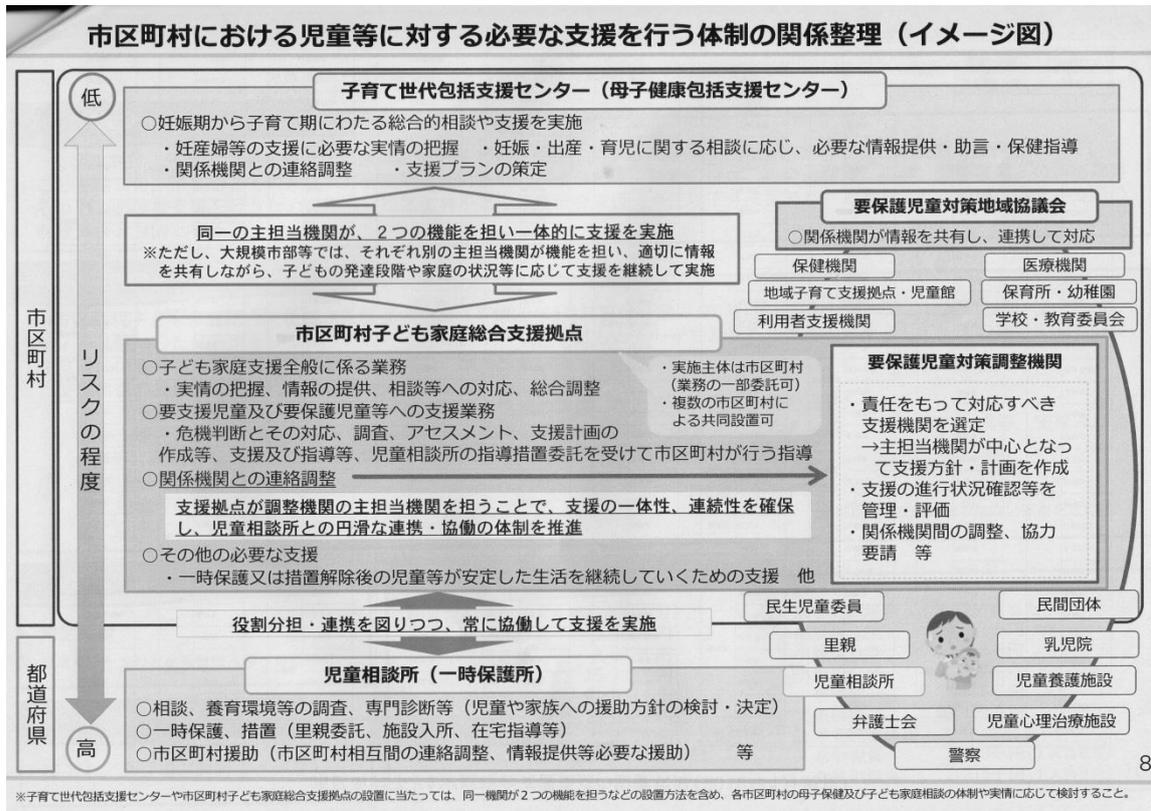
3. 児童虐待防止対策のための総合対策

- 1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化
- 2 児童虐待の早期発見・早期対応
- 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- 4 関係機関（警察・学校・病院等）
- 5 適切な司法関与の実施
- 6 保護された子どもの受け皿（里親・児童擁護施設等）の充実・強化

4. 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）

- ・ 児童相談所の体制強化
児童福祉司、児童心理司、保健師を 2022 年までに 2930 名増員目標
- ・ 市町村の体制強化
子ども家庭総合支援拠点、要対協調整機関調整担当者を 2022 年までに全市町村に設置目標

5. 市区町村の児童等に対する支援体制



6. 児童虐待防止対策の強化（平成 31 年度予算の新事業）
 - ・ 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業
 - ・ 児童相談所体制整備事業（拡充も含む）
 - ・ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業
 - ・ 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（仮称）
 - ・ 市町村相談体制整備事業（拡充も含む）
 - ・ 未就園児等全戸訪問事業（仮称）
 - ・ 虐待防止のための情報共有システム構築事業（仮称）
 - ・ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化

7. 児童虐待防止対策の抜本的強化（令和 2 年度概算要求の新規事業）
 - ・ 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進
 - ・ 若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業（拡充も含む）
 - ・ 子育て支援訪問事業（仮称）
 - ・ 子どもの死因究明にかかる体制整備
 - ・ 児童相談所児童福祉司処遇改善事業（仮称）
 - ・ DV 対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）
 - ・ 同伴児童学習支援事業
 - ・ 同伴児童通学支援事業
 - ・ 保護者指導・カウンセリング強化事業（一部拡充）
 - ・ 里親への委託前養育支援事業等
 - ・ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業

③SDGs について

対応：外務省国際協力局地球規模課題総括課

春田 博己 課長補佐

内閣府地方創生推進事務局

籠寛之 参事官補佐

1. 概要

・2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標

- (1)貧困、(2)飢餓、(3)保健、(4)教育、(5)ジェンダー、(6)水・衛生、
- (7)エネルギー、(8)成長・雇用、(9)イノベーション、(10)不平等、
- (11)都市、(12)生産・消費、(13)気候変動、(14)海洋資源、(15)陸上資源、
- (16)平和、(17)実施手段

2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された前身の「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。(MDGs)

発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定

2. 日本による SDGs の具体的な取り組み

・2016年 SDGs 推進本部設置、2019年拡大版 SDGs アクションプラン2019決定

3. 拡大版 SDGs アクションプラン2019のポイント

- (1)SDGs と連動する「Society5.0」の推進
- (2)SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり
- (3)SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント

4. 地方による SDGs 未来都市

・自治体による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する29都市を「SDGs 未来都市」として選定、自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォースにより強力に支援

・その中で先導的取組を行う10都市を「自治体 SDGs モデル事業」に選定し、資金的に支援

・成功事例の普及展開等を通じ、自治体における SDGs の達成に向けた取組の拡大を目指す。

5. 今後の取組

2019年年末 SDGs 実施指針改定

2020年以降 2030年までに SDGs を達成

④やまなしU・Iターン就職支援センター 見学

対応：やまなしUIターン就職支援センター
山田すが子 ジョブコーディネーター
(株)パソナパブリック事業部第2チーム
郡山智子 プロジェクト長

場所：東京都千代田区大手町 2-6-2 パソナ 3F

・2019年8月1日に若者の移住およびUIターン就職への支援を強化するために東京の移住・就職相談窓口としてやまなしUIターン就職支援センターを開設。

・東京駅日本橋口から徒歩1分のところにパソナグループ本社があり、JOB HUB SQUARE という地方創生などをテーマにしたエリアがあり、3階に地方創生ラウンジでは、山梨県の他に石川県、宮城県など7つの県と札幌市や佐賀市が入っている。

平日 8:30~21:00、土曜 8:30~17:00 ※定休：日祝



⑤台東デザイナーズビレッジ 見学

対応: 台東区文化産業観光部産業振興課地域産業担当

本田純一 係長

場所: 東京都台東区小島 2-9-10 台東デザイナーズビレッジ

・東京都台東区では、平成15年に廃校になった区立小学校を利活用し、ジュエリー商のまちと言われる御徒町にファッションデザイン関連創業支援施設を設立。

・平成15年当時は、人口減少のあおりにより、小学校も何校か統廃合が行われ、平成16年に公共施設の利活用の一環として、この元区立小学校は、部分改修を行い、ファッション関連分野のクリエイターを支援する公営施設として「台東デザイナーズビレッジ」が設置された。

・施設内には、教室を改修した2種類19部屋の入居スペースを作り、3年間の入居期限で都内のテナントでは考えられないような安価な使用料を設定し、現在では、毎年、入居希望者が約10倍の競争率を誇るまでの施設になった。

・これまでの間、93社のファッション産業や関連したデザイナーを卒業生として世に輩出しています。また、台東区内に43社が起業し、その他にも関連企業への就職など、地元定着にも寄与している。

・さらに施設運用においても学校校庭の民間駐車場への貸し出しも含めて、年間事業費は黒字。



9月3日（火）

⑥消防団員確保に向けての国の動向について

対応：消防庁国民保護・防災部地域防災室

藤ノ木大祐 課長補佐

伊藤武人 消防団係長

場所：総務省合同庁舎2号館3階

1. 概要

地域における消防防災体制（平成30年4月現在）

- ・公助：常備消防 約16.5万人
- ・共助：消防団 約84.4万人（女性消防団員 約2.6万人）
- ・自助：自主防災組織 約4432万人 女性防火クラブ 約121万人
少年消防クラブ 約41万人 その他地域防災組織(NPO等)

2. 現状

消防団数：2,209団（全国すべての市町村に設置）

消防分団数：22,422分団

消防団員数：843,667人（前年度より6,664人減少）

※昭和29年には団員数200万人以上いた。

消防団員の平均年齢：昭和45年32.5歳、平成26年39.9歳

平成30年41.2歳

機能別団員数：21,044人（年々増加傾向）

学生団員数：4,562人（年々増加傾向）

3. 国からの助成

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間（令和2年度まで）に限り、臨時特例的に創設。

補助率：1/3（地方負担分2/3に特別交付税措置（措置率0.8）を講じている。）

対象者：市町村

4. 課題

- ・ 消防団員の減少
- ・ 団員のサラリーマン化 73.5%
- ・ 団員の高齢化 平均年齢 41.2 歳

※地域防災の中核的存在にならなくてはいけない。

東日本大震災における消防団の活動

- ・ 水門等の閉鎖
- ・ 住民等の避難誘導、救助
- ・ 避難所の運営支援

その一方で、多くの消防団員が規制となる※死者・行方不明者 254 名

5. 消防団員確保のための取組

- ・ 地方公共団体への働きかけ
- ・ 消防団加入者促進キャンペーンの促進
- ・ 消防団充実強化対策本部設置
- ・ 学生消防団活動認証制度
- ・ 消防団協力事業所表示制度

6. 消防団充実強化に向けた主な取り組み

- ・ 機能別消防団員・分団制度の導入
- ・ 消防団等充実強化アドバイザー派遣制度

《平成 25 年以降、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」》

- ・ 消防団の装備の基準の改正
- ・ 処遇の改善
- ・ 学生消防団活動認証制度の導入
- ・ 大規模災害団員制度の導入

7. 機能別団員・機能別分団について

・ 消防団全ての災害活動に参加する基本的な消防団制度の補完的な制度として、各市町村が地域実態に応じて採用（平成 30 年 4 月に 447 市町村が導入された。

(1)機能別団員：基本団員と同時の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度。消防職員・団員 OB、被雇用者、女性等が担い手となることが今後も予想される。

(2)機能別分団：特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は街頭活動を実施する制度。機能別団員の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団。

8. 自治体による支援策の実施状況

- ・減税：3 県 法人事業税等
- ・入札：21 都道県、221 市町村 乳策参加資格の加点、総合評価落札方式の加点など。

その他：表彰制度や広報誌広告掲載料免除など。

9. まとめ

・大分市のように消防団ビジョンを策定し、大分市消防団に関わりがある個人や団体から意見を聴き、アンケートを基に課題を明確にし、目指すべき目標を立てて、そこに向かって実行している。

・全国的にも人口減少の中で、同じように減少傾向にある消防団員に対して、現状を把握し、課題を抽出しながら、どのように目標を立てているかを考えるべきではないか。例えば、それぞれの住む地域での出動が難しいのであれば、昼間にいる職場の地域への消防に参加し、機能別団員制度として有効に利用しながら、消防団員の確保をしていくべきと考える。